

農地に関する証明について

農業委員会では、公的機関などへの提出に必要な農地に関する様々な証明書を発行しています。必要な方は農業委員会へお問い合わせください。

また証明書の発行にあたり、日数がかかるもの、手数料が必要なものがありますのでご注意ください。

証明書の主なものは次のとおりです。

○耕作証明書

主として、羽曳野市農業委員会に農家登録されている農家の方が、農地法第3条により、羽曳野市外の農地を取得又は借りる場合に必要な証明書で、当該農地を管轄する農業委員会に提出する証明です。

○農業従事者証明について

都市計画法第29条第1項第2号に規定されている農家住宅、農業用倉庫などを建築する場合に必要な証明です。都市開発法に基づく開発許可が不要であり、1農家につき1住宅(原則)に限定されています。また要件として市街化調整区域内で10アール以上(当該転用申請地の面積を除く)の農地を耕作し、農業経営している事が必要です。

証明書は、年間60日以上農業に従事している農家の世帯責任者又は農業後継者に対してだけに交付することになっています。

○生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書について

生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に買い取りの申し出をするときに必要な証明です。

要件については、次のとおりです。

- (1) 農業の主たる従事者が死亡したとき。
- (2) 農業の主たる従事者が、農業に従事することを不可能にさせる故障が生じたとき。

◆証明書は、農業の主たる従事者またはその相続人のみが申請できます。

○許可済・受理通知済証明について

許可又は受理通知を行った案件について発行しています。

○引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

- ◇租税特別措置法の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の制度の適用に関し納税猶予を受けている方の農地については、3年ごとに税務署から継続届出書が送付されます。
 - ◇引き続き相続税の納税猶予を受ける方は、税務署長宛てに添付する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を発行しますので、農業委員会窓口まで、手続きにお越しく下さい。
 - ◇証明書は、耕作状況を確認した後に発行します。
- ◆なお、羽曳野市手数料条例に基づき、証明書発行事務における手数料を下記のとおり改定いたします。
- 改定日…令和4年10月1日から
- 新手数料…300円